

令和8年(2026年)三条市議会第5回定例会請願文書表

受理番号	第 3 号	受理年月日	令和8年9月8日
件 名	働く者の声を尊重した労働時間 法制の実現等を求める請願	請願者の住所 及 び 氏 名	
紹介議員	岡 本 康 佑 君 小 林 誠 君		
請 願 文			
【請 願 理 由】 働き方改革関連法の施行から約7年が経過しましたが、その目的である働く者一人一人の命と健康を守り、真の安全、安心につなげるという理念はいまだ道半ばです。現状、過労死はなくなっておらず、脳・心臓疾患及び精神障害の労災請求件数は過去最多を記録しています。 現在、国において労働時間法制の見直しの議論が進められていますが、さらなる労働時間規制の緩和や柔軟な働き方の導入に向けた議論が進められています。しかし、労働者の生命と健康を守り、持続可能な地域社会を維持するためには、長時間労働を可能とする規制緩和ではなく、誰もが安心、安全に働き、生活時間を確保できるような労働時間規制の強化と生産性向上の両立が必要です。また、労働政策の決定に当たっては、ILO(国際労働機関)三者構成原則の堅持が不可欠です。労働条件に関わる制度設計は政労使の三者が対等な立場で熟議を重ね、合意形成を図るのが大原則です。当事者の声を置き去りにした一方的な法改正の議論は健全な労使関係を揺るがし、現場の実態とかけ離れた制度を生む危険性があります。 よって、労働者の命と健康、そして権利を守る観点から、下記の事項を速やかに履行するよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。 【請 願 事 項】 1 働き方改革の定着、推進に向けた実効性のある法規制の実現 時間外、休日労働の上限規制の強化や連続勤務規制の導入、勤務間インターバル制度の義務化、つながない権利の立法化など、働く者がしっかりと休息と生活時間を確保できるよう法整備を加速すること。 2 裁量労働制の拡充などの規制緩和は行うべきではないこと 裁量労働制の対象業務の安易な拡大や変形労働時間制の要件緩和、時間外、休日労働の上限規制における月45時間超の回数制限の緩和など、労働時間規制の一層の形骸化につながる措置は、長時間労働を助長し、労働者の生活設計を毀損するため、行わないこ			

と。

3 労働基準監督署における厳格な指導、監督は維持すべきこと

労働者の健康確保とディーセント・ワーク(人間らしい生活)を営むためのセーフティネットを形骸化させないように、適正な運用の徹底と監督指導を強化すること。

4 労働政策決定におけるILO三者構成原則を堅持すること

働き方改革の見直しや労働法制の改正議論に当たっては、労働政策審議会をはじめとする場において、労使当事者の声を十分に反映させ、三者構成原則に基づく民主的かつ慎重な合意形成を徹底すること。

付託委員会

経済建設常任委員会